

横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画の策定について検討するため、横須賀市教育振興基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会の委員は、11人以内とする。

2 委員は、市民、学識経験者及び関係団体の推薦者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 委員会に、特定の事項について調整等を行うため、作業部会を置く。

2 作業部会の部会員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

3 作業部会に部会長を置き、部会員が互選する。

4 第3条第2項及び第3項並びに第4条の規定は、部会長の職務及び作業部会の会議について準用する。

(庶務)

第6条 委員会及び作業部会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部教育政策課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。